定　　款

株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス

第１章　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社Ｆ ｉ ｎ ａ ｔ ｅ ｘ ｔホールディングスと称し、英文では Finatext Holdings Ltd.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

１．損害保険会社、生命保険会社、少額短期保険業者、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理

２．その他前号の業務に付帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２．やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

（機関）

第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、174,000,000 株とする。

（自己株式の取得）

第７条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第 11 条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料、株主の権利行使に関する手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

（基準日）

第 12 条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（招　集）

第 13 条　定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集す

る。代表取締役に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

２．株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役が議長となる。

（場所の定めのない株主総会）

第 15 条　当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

（電子提供措置等）

第 16 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければいけない。

（決議の方法）

第 18 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

２．　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）

第 19 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役、取締役会及び代表取締役

（取締役の員数）

第 20 条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（取締役の選任及び解任）

第 21 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

４．取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の多数をもって行う。

（取締役の任期）

第 22 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役）

第 23 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

（役付取締役）

第 24 条　取締役会は、その決議によって、取締役の中から、代表取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 25 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２．代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 26 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合

において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会規程）

第 28 条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

（取締役会議事録）

第 29 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席取締役及び出席監査役が記名押印又は電子署名する。

（報酬等）

第 30 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 31 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 32 条　当会社の監査役は４名以内とする。

（監査役の選任）

第 33 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 34 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

（常勤監査役）

第 35 条　監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 36 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

２．監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第 37 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会議事録）

第 38 条　監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。

（監査役会規則）

第 39 条　当会社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める「監査役会規則」による。

（報酬等）

第 40 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 41 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契

約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　会計監査人

（選任方法）

第 42 条　会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

（任期）

第 43 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（報酬等）

第 44 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）

第 45 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第 46 条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

２．当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日現在の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第 47 条　剰余金の配当が、支払提供の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

２．未払いの配当には利息をつけない。